

第24江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和4年2月9日(水)

招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	梅田 茂
2番	高津 孝司	8番	遠藤 功
3番	船越 征子	9番	奥田 隆範
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	本高 善久		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

8番委員 遠藤 功 9番委員 奥田 隆範

事務局： 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、第24回江府町農業委員会総会を始めさせていただこうと思います。本日は全員出席と言う事でございます。そうしますと加藤会長の方から挨拶を頂戴いたします。

会長： 皆さん改めましておはようございます。本日は第24回の総会と言う事でお寒い中皆さんお揃いでご出席を頂きまして本当にありがとうございます。年明け以降オミクロン株感染が急速に拡大しておりまして、我々の日常生活にも多大な影響を及ぼす、こういう状況になってございます。実は本日の総会の開催方法についても検討をいたしまして、いわゆる書面議決の方法等でやらどうかと言う様な考え方も思っておりました。ただ今月は通常の審議事項に踏まえて、町長からの回答書の提示と云う重要案件もございます。また先週2月4日の臨時町議会でも通常通りの開催方法であったと言う事を確認しておりますので、この様に皆さまご参集の上総会を取り諮ると言う事に相成りました。ところで少し前の町当局から町長の回答書の期限は1月27日であると言う事はもちろん承知しているが、2月4日に臨時町議会を開催するので、回答書をその日まで待ってほしいと言う申し入れが町の方からありました。私としては議会の方にどの様な議案が提案されるのかももちろん承知しておりませんが、或いはより具体的な中身の有る町長の回答書になるのではないかなど、そう言う思いから皆さんにお諮りをする時間もないまま、わたくしの専決でこれを了解させていただきました。その後2月4日には約束どおり町長から回答書を頂戴いたしました。本日はこの後に回答書の内容について産業建設課長の方からご説明を頂く予定にしております。その席においてその回答内容の評価等について、皆さんから若干の意見を頂戴する時間も設けたいと思います。何れにしましても町もしっかりとした回答書を出して頂きましたので、農業委員会と町がこれからも連携協調して本町の農業振興に尽くしていくという、そう言う議論になる事を期待をする次第でございます。以上総会冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入ります。出席確認ですが、本日出席会員数、全員出席でございます。従って会議規則第5条により本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することにご異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議席番号8番、遠藤委員さん、同じく議席番号9番、奥田委員さんをお願いをします。尚会議書記は事務局を指名します。それでは日程5の報告事項、合意解約がございましたので、事務局長より報告事項をお願いします。

事務局： はい、それでは資料の2ページをご覧ください。合意解約につきまして3件報告をさせていただきます。受付番号1番、借人が〇〇〇〇さん、貸人が〇〇〇〇さん、農地が大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番、△、△△△㎡の〇でございます。平成△△年△月△日から△年契約と言う事でございましたが、令和△年△月△△日を持ちまして合意が整ったと言う事でございます。こちらの案件につきましてはこの後の集積計画（案）の方で出てまいりますので、そちらでお諮りをしたいと思っております。続きまして受付番号4番、借人

が〇〇〇〇さん、貸人が〇〇〇〇さん、農地が大字〇〇字〇〇△△△△番、△、△△△㎡の〇でございます。こちらの契約が平成△△年△△月△日から△年間の契約でございました。令和△年△月△日に合意の成立が整ったと言う事でございます。こちらにつきましては、次の担い手、一応〇〇さん自身も耕作をされておられますので、この辺りは今後と言うところでございます。続きまして受付番号5番、借人が〇〇〇〇さん、貸人が〇〇〇〇さん、農地は大字〇〇〇字〇〇〇△△△△番、△、△△△㎡の〇でございます。令和△年△月△日から△年△△カ月の契約でございました。令和△年△月△日に合意が成立した。こちらにつきましても今回の議案の方にはございませんが、〇〇〇〇〇〇〇〇の方で受けてもらってされるという風に聞いております。受付番号1番につきましては3ページに、受付番号4番につきましては4ページに、受付番号5番につきましては5ページに地図を付けております。以上です。

議 長： 以上合意解約3件について説明を頂きました。皆さんの方から何かご質問、ご意見はございますか。無い様ですので日程6、議事に入らせていただきます。それでは議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、資料の6ページをご覧ください。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきましてお諮りいたします。今月は全部で9件上がっております。この内新規が2件と言う事で、恒例によりまして新規の案件につきまして説明を申し上げます。資料の11ページをご覧ください。申請番号8番、農地が大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番、△、△△△㎡の〇でございます。こちらは先ほど合意解約の方で報告をさせて頂いた農地でございます。貸付人が〇〇〇〇さん、借受人が〇〇〇〇さん、〇〇の作付け予定で、賃料は〇〇で、令和△年△月△日から令和△年△△月△日までの契約でございます。地図を17ページに付けております。続きまして12ページになります。申請番号9番、農地が大字〇〇字〇〇△△△△番、面積が△、△△△㎡の〇でございます。貸付人は同じく〇〇〇〇さん、借受人は〇〇〇〇さんでございます。〇〇の作付け予定で、こちらも賃料は〇〇で、令和△年△月△日から令和△年△△月△日までの契約でございます。地図を18ページに付けております。以上です。

議 長： はい、ありがとうございます。以上提案説明がありました。担当地区の委員さんのコメントをお願いしたいと思います。〇〇地区ですので山本委員さんをお願いします。

山 本： 〇〇〇〇さんと言う事で、耕作をしてもらう人をいろいろと模索をしておられた様でございますけれども、幸いにして〇〇〇〇さんと言う人が、この人はなかなか頑丈な人でして、大変意欲のある人でございます。この人が借り受けたと言う事で、大変良かったと思いますので、皆様方のご理解を頂きたいと思っております。よろしくをお願いします。

議 長： そうですか。皆さんの方から質問、意見はございませんか。それでは質疑を打ち切り、裁決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

については3日間連続で測定をされるという事でございます。後は機材の撤去並びに農地の復元と言う事を含めまして5日程度と言うところでございます。なお3日間の継続の中で数値上に異常な数値等が出た場合は再度測定を始められると言う様な事から、△月△△日までの期間を取っていただいているという事でございます。なお△月△△日以降につきましては、一切工期の延長はしないと言う事で、もしそこできちんとした数値が出なかった場合は計測を取りやめると、△月△△日を厳守すると言う事でございます。こちらにつきましては12月の初め位に〇〇〇〇〇〇〇〇の方から町に向けまして説明等がありました。△△月△△日に地権者の方に来ていただいて現地の説明会をお願いしたところでございます。こちらにつきましては、見山推進委員さん、梅田委員さんと現地の確認をしながら説明を頂いたと言うところでございます。30ページに被害防除計画付けて頂いております。一番は農地の復元作業をきちんとしていただきたい、継続中の水関係、こちらの方注意を頂きたいと言う様な事から、一番下の部分ですけども、営農条件に支障を及ぼさないための措置と言うところで、委員さんの意見を頂きながら明記を頂いたところでございます。掘削につきましては、表土と基盤土は別々に保管をしていただきたい、掘削箇所等につきましては機会を設置された後土を戻し入れられるそうですけども、その際に芯に水が入らない様な対策をしてほしいと言う事で、ブルーシート等で水の侵入がない様にして頂くと言う事、復元の際の基盤土につきましては十分に転圧を掛けて頂いて、その後表土を戻して頂く、最後に天候等により許可期間内に調査が出来なかった場合には調査を中止すると言う事も記入して頂いております。以上の様な内容でございます。

議長： はい、以上詳しく提案説明を頂きました。質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

松原： はい。

議長： はい、松原代理をお願いします。

松原： 電磁波による地下構造と言うのはよくやる事で意味は分かるんですけども、この目的が〇〇〇〇〇〇の影響調査の一環で大山の地下構造をやると言う意味が分からない。この辺の〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇ですかね、その辺に影響があると言う事ですかね。何のためにやるんですか。

議長： 事務局長

事務局： はい、一応こちらの会社に内容を聞きました。大山が死火山と言う事になっている様でございます。この噴火の関係、この辺を考えておられる様です。もしそう言った事例等が起きた際の対策であったり、或いは可能性、そう言ったものについてやっておられる様でございます。一応大山系でうちの周りでは24か所で計画をされている様です。内この地点としては江府町地内に2か所と言う事で今回申請を頂いております。後別に三瓶山周辺でも同じ様に24か所相当を調査点として同じ様に調査をされるという風に

聞いております。

松 原： 火山の話ではなくこの目的に原子力発電所の一環と書いてあります。ここの意味がよく分からなかったのです。

事務局： 私も聞いた話ですが、もし噴火した時の噴煙等によって、こちらの〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇ではあの辺りになるかと思いますが、あの辺りに及ぼす影響と言う事で共同での依頼と言う所という風に聞いております。

松 原： では火山爆発の事であって、〇〇〇〇〇とは直接関係ないと言う事ですね。

事務局： それがそう言った発電施設等において影響がないだろうと言う風なニュアンスの様に聞いております。

松 原： はい、分かりました。

議 長： よろしいでしょうか。その他ございますか。

見 山： はい。

議 長： 帯同して頂いたんですね。では、見山推進委員さん。

見 山： さっきの話に関連しまして、さっきも言いましたけども大山の噴火の関係で、その時も大山は死火山ではないかと言ったんですけど、死火山でもいつ噴火をするか分からないし、それから噴火の時の地震の関係もあるので、と言う事で聞いております。

議 長： ありがとうございます。梅田委員さん何か感想はありますか。

梅 田： 申請地は〇〇の作付けをされるので、現状回復を十分に気を付けて頂くと言う事を。

議 長： なるほど、現状回復を、ありがとうございます。

見 山： もう一点、〇〇に影響の無い様にと言う事も念を押しておりますので。△月△△日までと言う事も聞いておりますので。

議 長： ありがとうございます。適切な現地指導もして頂いております。その他ございませんか。

本 高： すみません。

議 長： はい。本高委員さん。

本 高： この調査は定期的の行われるものでしょうか、それとも何年に1回とか、そういったお話があっているのでしょうか。

事務局： ○○○○さんと業者の方のお話を伺ったんですけども、今回の調査は今回限りでございます。そういう風に聞いております。

本 高： 分かりました。

議 長： その他いかがでしょうか。無い様でしたら質疑を打ち切って採決を取ります。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、資料31ページになります。農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り申し上げます。受付番号3番、場所は大字○○字○○△△△△番、○でございます。△、△△△㎡の内△. △△㎡、もう1筆、△△△△番、同じく○で、△、△△△㎡の内△. △△㎡、合わせて△. △㎡でございます。こちらの貸人が○○○さん、借人が同じく○○○○○○○○○○○○○○○○○○でございます。地点が変わった形で○○でも同じ様にされると言う事で、内容につきましては一緒でございます。工期につきましては許可の日から令和△年△月△△日までと言う事でございます。場所の方が、32ページ、33ページに付けさせて頂いております。33ページをご覧いただけたらと思いますが、ピンクに塗ってあるところが今回の申請地でございます。この前後に何筆かありますが、全て○○○さんの農地でございます。計測の方法等につきましても、先ほどの○○と同じ内容となっております。以上でございます。

議 長： はい、内容は同じで違った案件と言う事になります。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。これは考え方は同じですので、これは現地帯同はどなたかにお世話になっていませんか。遠藤委員さんですか。

事務局： こちらも先ほどと同じ△△月△△日に遠藤委員さんと見山推進委員さんに立ち会っていただいております。

議 長： ありがとうございます。何かコメントがありましたらお世話になりたいですが。遠藤委員さん。

遠 藤： はい、見山推進委員さんと地権者の後さんと現場に参りました。ここは〇〇〇〇〇から500メートル程上に上がった地点でございます。昨年も耕作はされておりません。今年もする気はないと言う事ですが、〇、〇〇〇の中の管理はしておられます。本人さんも承諾をして頂いたと言うところでございます。

議 長： ありがとうございます。見山推進委員さんいかがですか。

見 山： あそこも中山間地に入っていますので、管理はすると言う事でした。

議 長： 皆さんの方からはいかがでしょうか。ここは〇〇〇の形状も良いですけども、今は耕作はされていませんか。旧の〇〇〇〇〇でして今この〇は全く使ってなくて、今どういう状況になっているかと思いましたが今管理地ですか。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。それでは日程その他ですが、回答書については最後にしまして、その他事項について事務局より一括説明をお願いします。

事務局： はい、それではその他の（2）令和4年度農作業標準賃金（案）についてご協議を頂けたらと思います。お手元に令和4年農作業標準賃金（案）と言う資料と他にもう一枚田市町比較と言う作業項目ごとに挙げた資料を見比べながらご協議を頂けたらと思います。それでは他市町、この西部管内ですけども、その状況を調査して表にしたものがございます。こちらをご覧いただけたらと思います。令和4年あるいは令和3年のそれぞれ市町村の動向を聞いておりますけども、殆どの市町村におきましては改訂にあたっての変更は基本的にはあまり無いかなと言う回答を頂いております。皆さんもご承知の様に意見書にも上げて頂きましたが、燃料の高騰あるいは資材等もそれに伴って上がる傾向があると言う中ではございますけども、こちらの方については変更等は今の所考えにくいかなという風な形で回答を頂いております。後4年の奥大山農業公社の価格と言うところで春作業については丁度形として作られた様でございます。去年と一緒にですが1箇所だけ、荒代かきの整備田の価格、こちらを50円下げられて8,250円と言うのが出ておりました。なお秋作業の価格については夏頃にされると言う事でございます。と言う状況の中で基本的に江府町につきまして事務局の案と言う事でございますけども、この表の春作業、荒代かきの整備田が去年まで8,300円だったんですが、公社の価格と合わせて8,250円にしてはどうでしょうかと言う所でございます。それと一か所黒く色を付けております。一番上の共通の一般農作業の項目でございますけども、昨年までは7,600円、8時間当たりの価格と言うと出挙げていたところでございます。この7,600円を8時間で時間あたりに直しますと、950円と言う価格になります。米子市さん、大山町さん、南部町さんによりましては、時間単価を謳っておられる、米

子市さんと南部町さんの821円につきましては、秋頃に発表される鳥取県の最低賃金をそのまま適用されると言う所でございます。大山町さんはそれに上乗せをして時間当たり850円とされた様でございませう。そう言う事をお聞きした中で私も去年通り上げようと思いましたが、備考にあります様に1時間当たりとして850円と言う価格にすると言うのはどうでしょうか、と言う形でたたき台としてこの2か所の金額のご提案をさせていただきますところだす。ご意見等を頂けたらと思ひます。以上だす。

議 長： 先ず標準賃金について事務局より提案を頂きました。ご意見を頂きたいと言う事だすので、皆さんの方から忌憚のないご意見を頂きたいと思ひます。一部変更金額もある様だすがいかがでしょうか。これはあくまでも一つの指標として示しているものだすので、それぞれ地域の実態に応じて双方の話し合いによって決まるべき物だという風に思っております。ただそうした中で一つの町内統一の賃金を示すと言う事だす。それから奥大山農業公社については、今説明がありました様に秋作業は別途検討だすが、既にそれ以外のものは金額確定をしている様だすので、これはこれから議論になる農業公社の賃金の暫定的な引き下げ要請との関連をいたしますが、その点についてはまた後程議論が出来るのではないかとひいう風に思っておりますので、この場においてはこの額を参照の上ご検討いただきたいと思ひます。近隣の市町村との対比を説明頂きましたがいかがでしょうか。それでは特に意見はないようだすので、農業委員会としてはこれで町内の方にお示しをしたいという風に考えます。事務局長その他よろしいでしょうか。

事務局： ありがとうございます。これは議案事項になっておりますので、次回の総会で正式に議案として挙げさせていただきますと思ひます。それではその他事項の(3)、(4)の説明をさせていただきます。次回の農業委員会総会でございませう。令和4年3月11日金曜日、午前9時30分から、会場はこちら江府町役場2階多目的室でございませう。次回の農地相談会でございませうが、令和4年2月17日木曜日、午後1時30分から3時30分まで、担当頂きます委員さんは船越委員さんと奥田委員さん、会場は1階相談室1、こちらで行いたいと思ひます。来月の農地相談会だす。3月17日木曜日、時間は1時30分から3時30分まで、会場は1階相談室1、お世話になります委員さんは本高委員さんと山本委員さんと言う事だすのでございませう。

議 長： そう言う事でよろしくお願ひします。予定をしているその他事項はこれで終わりますが、皆さんの方から何かご意見等はございませうか。それでは回答書の持ち方について協議をしますが産業建設課長さんがまだ帰って来られませうので、私の方が回答書を全部読み上げて、まず皆さん方にどうひいう回答があったと言う事か招致をして頂きたいと思ひます。ゆっくり読み上げますのでご理解を頂きたいと思ひます。それでまたご意見なり質問があろうと思ひますので、読み上げた後にもう一回担当部の方に行って末次課長が帰って来られたかを確認して、出来ればこの席に来ていただいて、皆さんの感想なり意見を直接担当部の方と話をすると言う方が内容を伴うのではないかなと思ひます。いわゆる町当局がいらっしやらない中で皆さんにご意見を伺っても一方通行になりますので、出来ればそう言う形で意見交換をしたいなという風に思ひますので、取り敢えず私の方から読ませさせていただきます。(回答書の読み上げ) お手元に2月5日の日本海新

聞のコピーを置いております。ベタ記事になりましたけども江府町が減収の米農家に反当1万円支援をすると言う事と、2月4日に町議会が行われて議会の説明事項として2,283万円が承認をされるという新聞を皆さんご覧になった通りでございます。この点については我々は12月14日に町に要請をしたわけですが、年が明けたらそれぞれ県内から新聞報道をされました。大山町が減収分1袋250円支援をするという新聞報道、その後に鳥取市が反当4千円支援をすると、岩美町が担当7,500円と言う事でそして江府町が1万円と言う、少なくとも新聞報道で見ると限り県内で4市町、額的には本町が一番多いわけです。私も調べられる範囲で全国の動向を見たんですが、やっぱり1万円と言うのはかなり多いですね、米どころの東北や北信越を見ても反当辺り良い所で8千円、9千円までで、特に東北地方では市町村の市長が自分の機嫌取りのための支援金競争をやっている、それでも1万円にはならないと言う状況の様です。東北北信越の地元新聞の新聞報道の論調ですけれども、それでも反当1万円にはならないですね。そう言う面からすると額的には非常に大きな額ではないかなと、14日に町長が琴線に触れる支援策と言う事で頭を傾げられましたので、私の方から口頭でいわゆる価格下落対応分の金額が1,200万、再生産のための直接経費の3分の1の負担反当4千円で1,100万、合計2,300万で江府町の予算規模が一般会計が45億円ですから、これに対して2,300万と言うのは相当の財政負担が伴いますけどもよろしくお願ひしますと言ったんですが、これはあくまでも結果論ですけども、当時口頭でお願いした2,300万がそのまま1万円と言う格好で出てきたと言う事が、たまたま偶然ですけども驚きでありまして、ここまでやって下さったかなと言う思いがします。こう言う事を先に言ってしまったらあれだけど、今事務局が確認をしたらまだお帰りにならない様ですので、ここでやむを得ませんので意見交換をさせて下さい。それで出てきた意見を事務局の方で記帳していただいて、担当部の方に意見を届けて頂きたいと思ひます。今読み上げたばかりですので皆さんまだ整理が出来ない部分もあるかとは思ひますが、質問をされても答えられないかもしれませんが、それも含めて意見を伺いたいと思ひますので、それぞれ皆さんご発言をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本 高： すいません。営農応援交付金の創設でこういう形で私も新聞を見て額の事も踏まえてちょっとびっくりして、意見書のおかげや会長さんの力もあったのかなという風に正直思ったところでございます。こういう風に米価が下落した時に、今後またこういう措置を取られるのかどうなのかと言う所が私自身が一番気に掛かる所でございます。と言うのが1点と後半の部分に梨の事が出てまいりますけども、梨団地の建設第1期で1haを検討しておられると言う事でございますが、どの場所でやられるものなのかと言う事をお尋ねしたいなと思つて。その2点でございます。

松 本： 良いですか。今の梨団地の話ですけども、今産業建設課と宮市で1ha考えていまして、1haの作業員の件ですけど、ここに書いてある今実際に来て研修をされている福島さんと言う地域おこし協力隊方、彼が今年2年目なんですけど、任期後は梨農家になると言う格好で来ているんですけど、まだ定植が終わってないんです。彼が協力隊任期後に江府町に定住して梨農家としてやって行く分の50aと法人宮市で今後5、6年後に計画している成園化をアパート方式で借り受けてやる、50、50併せて1haと言

う格好です。梨に関しては。

本 高： 分かりました。

議 長： 流動的ですがどちらにしてもオミクロンによって47都道府県の内32で蔓延防止措置を取っておられますので、中食や外食産業が持ち直すとは思えません、従って米価の下落基調は残念ながら続くだろうと思いますけども、また状況を踏まえて皆さんとその局面になったら相談したいと思います。

松 原： はい

議 長： 松原代理

松 原： 先ほど話がありました様に米価下落も意見書に出したんですけども、前から芦立議員が言っておられて、議員さんと我々農業委員と一緒になれば町長もきちんと認めてくれたのかなと言う思いがあるんですけども、一般の社会的なあれで政府に対しても要望があった様で、昔民主党が水田活用の直接支払交付金と言うのをやっていました。平成27年くらいから反当7, 500円くらい、これと同じようなスタイルで飯米、自分のところで食べる自家用米は1反引いて残りに対してやっていたわけです。それと同じようなスタイルで今回やられた様な気がしているんですが、他所の町なんかは反当5千円とか出していましたが、それは全面積、作付け全面積ですよ、ここは自家用米を引いて残りに対してやると言うやり方で、全体的には単価が少ないような感じがしているんですけども、そういう風に理解しているところです。それはそれとして課長がおられたら聞きたいなと思っていたのは、この新聞で2月に給付予定と書いてありますが、そうすると作付面積は、対象は去年の実績ですか。令和3年の実績で行くのかただこの文章の中で支援金給付は令和4年産米の栽培に対して応援金を給付すると言っていますよね。そうすると4年の作付けはこれからですから、予定で行くのか3年の実績で行くのか、その辺がちょっと分からないと言うのが1つです。もう1つは、データ的には㎡でやっていて交付金は200円までついていますね。この事例では5反の場合は5反と言っているのが分かり易いですね。端数はどうなるんですか。予算としては200円まで上げていると言う事は例えば5反6畝作った場合に6畝分は6千円くれるのか無しにするのか、切り捨ててしまって5反として扱うのか、そこら辺がわからないところです。利用権設定で借りて作っている人の場合は、法人もしかりですね、飯米の分を引くのはどう言う形で引くのかなと言う感じです。

議 長： ちょっとすみません、末次課長が帰って来られましたので、そのまま行きますのでちょっと待ってください。松原代理の質問ですので、松原代理のところは私が答えてその後には末次課長からこの回答に至った背景とか考え方を話させていただきます。そしてその後には松原代理にもう1回発言を頂いて、それで皆さんに振りますのでご意見を頂くと言う事にしたいと思います。松原代理の3点ですね、いわゆる旧民主党の直接支払交付金制度と言うのがあったんだけど、それに類するものではないかなと言う点、これは末次

課長が後ほどお話になるのではないかと思います。それから江府町の場合は10a足切りだけでも、他町の所は必ずしもそうでもないとおっしゃっていましたが、県内の町村では食米用の最低面積を30a以上の農家という風になっている市町村が非常に多いです。ところが本町の場合はそういう条件は付けなくて10aは自己米だよ、2反の方でも1反の1万円は出すと言う事、それから単位の端数、1反は1万円だけど1反5畝の端数はどうなるかと言うとは末次課長がお見えになりましたから、これは私も分かりませんので答えて頂きたいと思います。それでは急ですけども末次課長にこの内容に至った考え方や背景をお話しいただいて、その後に当事者がいらっしゃいますので意見交換をさせて頂きたいと思います。それでは末次課長よろしいでしょうか。

末次課： はい、遅れて参りまして失礼いたしました。貴重な時間でございますので早速説明の方に入らせていただきたいと思います。営農応援交付金の創設と言う事でございますが、こちらにつきましては言われた通り制度設計自体は民主党政権時に行われました米の個別所得補償、その当時は10a、1反1万5千円、その後自民政権に戻って事業廃止と言う方向だったんですけども、いきなり廃止と言うわけにもならないので暫定的に反7,500円と言う時代が続いておりまして、現在は行われていない制度でございます。一つの考え方としまして12月議会が行われておりました。議会の席でも議員さんから米価の大幅下落、非常に農家にとって危機的な状況であるが、町の方で経営支援を考えると云った様なご意見が結構出ておりました。併せまして当農業委員会からの意見書の中でも1番目の要件としまして、米の下落対策と言うものが必要ではないかと言った様なご意見も頂いておりました。それを踏まえまして町長の方から早い段階でコロナの臨時交付金と言う国からの財源があったわけなんです、その中から2千万程度は米価下落対策に回して使いたいと言うご意向を町長の方から早期にお聞きしてしまして、ただどう言う形で使って行くのかと言うルールについては担当課の方で考えて欲しいと言った様な事がございました。一つの考え方なんです、大体1,300円程度、30キロ米価が下がっていると言う事でございます。これを反収、10a当たりの収量で計算しますと、大体2万2千円程度農家にとっては収入が下がってしまうと言うのが今年の3年産の米価の状況でございますが、それをせめて約半分程度ご支援出来ないものかなという風に考えておりました。1万円ちょっとの単価で何とかお支払いをさせて頂ければと言う事だったんですけど、農業委員会からご提案を頂いていた内容、それから議会からも出た内容、何れも農作業の受託料、農業公社に皆さんが作業を依頼されるんですが、その料金を例えば年次的に少し安くできないだろうかと言った様なご提案がありまして、先ずはそれで検討しました。ですが農業公社の料金を一時的とはいえ変えてしましますと、その料金を参考にして今各集落で出来ている集落営農、それから農作業受託はあくまでも公社ばかりではありません、近所の個人さん、もしくは集落営農の中での受託作業等があるんですが、公社の料金をにらんでいます。公社の料金を参考にしてそれよりは少し安くしてあげようかなと言う考えでやっておられるんですが、公社の方が時限的にでも料金を下げますと、そう言った方の料金、今までされていたものがおかしくなってしまう可能性が高いのかなと言う事を危惧しまして、農業公社の料金を下げると言う事にはまずは反対をしております。だったら全員のやつを拾えばいいという論法もあるんですが、誰が何処でどんな契約をしておられるかなかなか分からない中で、実態をつ

かむのは非常に困難であると言う事でそれを止めまして、その当時民主党政権の制度を覚えておりましたので、これならどうかと考えました。ですが、コロナの臨時交付金が当初は出来ていたんですが、現金の単純配布と言う事は基本的になるべくやめなさいと言う報告が出ております。町長のご意向としても単純に収入補填と言う考え方で使うのはあまり賛成しないと、将来、未来米価の下落した状況で皆さん落ち込まれていると思うんですが、行政が支援することによって、令和4年産も頑張っって米を作ろうよと、頑張っって作るという風に農家の皆さんに思っって頂ける様な制度設計にしないかと言う事が一つにはあったものでして、それであるならば令和4年産の水稻の作付け面積に応じて応援交付金と言うものが出来ないものかと言う事も考えました。ですが、それだと皆さんが令和4年にいくら米を作るかと言うのが分からないとお金が配れません。もうちょっとすると各家に生産調整の計画書を書いていただく時期なんです、仮に計画書を記入されても7月の転作確認の時には、田植えの予定だったけど病気をして田植えをやめたとか、いろんな面積が動く事情があります。そうすると皆さんに最終的に金が払えるのが4年度の秋とか冬みたいな事になってしまうわけです。それでは4年産をみんなで頑張っって作っってくださいねと言う事にお金が間に合わない、ちょうど今皆さんが令和4年産の作付けをどうしようか考えておられるこの時期に、行政の方からの支援をさせて頂いてそれを受けて皆さんに頑張っっていたける方法はないかなと言う事で、積算の根拠を令和3年産に皆さんが作られた水稻の面積をベースに払わせていただいております。一部今年と来年の面積を比較した時に若干の違和感と言うんです、皆さんが面積が変わらない訳ではありませんので、中にはせっかく面積を増やしたけども令和4年産の算定をしてくれればお金がたくさん貰えたのに、と言う方も多分出て来られると思うんですが、それよりも速やかにお金を払う方法と言う事を考えさして頂いて、この様な積算にさせて頂いております。表を見て頂ければわかるんですが、今回10aを保有米、なおかつ補助金額が1万円を下回る方については、補助金交付の対象外と言う風に整理をさせて頂いております。中ほどに令和3年産のデータがありますが、水稻の作付面積276ha、3年産はあったわけですが、今回の交付金の対象者全部で366戸の方なんです、この方の水稻作付をされる面積は約262haありますので、一応カバー率としては95%が補助金対象となったと言う事でございます。ただし先ほども言った様に10aは保有米等と言う事で、補助金自体の対象からは外しておりますので、実際補助金をもらえる面積とすれば全体の82%のカバー率と言う事になります。農家数の方を見て頂ければ445戸全水稻農家の数に対して336戸ですので75%の方に資金が行く訳でございませうけども、全員に交付すればいいと言うお考えもあるかもしれませんが、事務のいろんな準備、スピード感を持ってお支払いをしたいと言う事も考慮しまして、こう言った整備にさせて頂いております。昨日生産調整の計画書を各集落の役員さんに配布をさせて頂いております。おそらく週末に向けて各家の方に委員さんから配られると思うんですが、その書類と一緒に今回の応援交付金のお支払いに関するお知らせを入れさせていただきます。実際お金の方は2月10日、明日付けで農協の登録をしておられる口座に振り込みさせていただきますので、本来であれば補助金の交付申請書、それに対して役場から交付決定通知、それを受けて皆さんからの請求書と言う事で2回書類の往復、ハンコを押したものを本来は頂かないとなかなか役場の方からの補助金を言うのは支払われないんですが、今回は役場からは再生協の方にお金を一括で

入れさせていただいて、再生協のシステムを使って皆様の方に応援交付金と言う形でお支払いさせて頂いておりますので、先ほど言った様な役所の補助金の交付申請の手続きを省略させていただいて、いち早く振り込みをさせて頂くと言う形の対応をさせて頂いております。以上簡単でございますけども今回の考えと制度の概要、金額状況等についてご説明をさせていただきました。以上です。

議 長： それではまず第1点の米価下落経営支援策について末次課長から説明を頂きました。

末次課： すみません、端数は払います。計算上何百何十円出ますので、例えば年何千円で後はゼロですよ、と言う事は有りません。

議 長： それではこの項目についてご意見を頂きたいと思います。

松 原： はい、先ほどの課長に答えて頂いて、経緯とか中身は分かりましたが、もう一つ聞きたいのは例えば法人とか利用権設定で借地でやっている人の自家用米の1反引くと言う面積の部分はどういう考えなんですか。

末次課： 状況は当然、実際はいろいろなケースがあると思いますが、単純に機械的に10a控除と言う形にさせて頂いております。個々のいろんな事情と言うのは考慮していません。

議 長： 町の再生協を通じてそういう資金が流れたとおっしゃったんですが、再生協はこの中では私と長尾委員さんが関わっておりますので、それとは別に長尾委員さん町の対応についてどのようにお考えですか。

長 尾： 総体的な感じかもしれませんが、今までの回答書にない積極的な回答を頂いたのではないかなと思います。今まで建議書や意見書も出してきているんですけども、検討すると言う様な感じになっていました。そういう面では前向きな指針を示してもらったのではないかなと思います。町長さん自身の考え方だとすれば、非常に前向きに検討をしてもらったのではないかなと言う感じがして、公社についても検討をする感じで配慮を頂いているので、若干期待を持てる、良い方は悪いんですけども、町長さんに前向きに考えてもらったんだなという風に捉えさせてもらっています。

議 長： 山本委員さんこの町の対応をどの様にお考えですか。

山 本： その点につきましては、大変ご理解を頂きまして議会の方とも検討を頂いたことと思います。良心的な判断でこういった結果を生み出して頂いたと言う事は、大変うれしく思っている所であります。冗談で芦立議員さんに「なんと百姓もかなわん、こんなに値段が下がってはやれん」と言う話をしたんです。私はネギを作っておりますので、芦立さんの所もネギを作っておられまして、時々家に来てネギの話をしたりしていた中で、そう言ったコメ農家も、私はネギを作っているのである程度カバーできる面もあるかもしれないけど、米農家だけでやっておられる人はとてもじゃないけど本当にや

って行けない、と言う話をちらちらした事もありまして、その結果かどうかを言うのは定かではないですけども、こう言った善意をもって、理解をもって決議を下して頂いたと言う事に対しましては深く感謝をしております。この結果を踏まえて今後農家も意欲を出して進んで行ってもらえれば大変うれしいかなと言う風に考えております。ありがとうございました。

議 長： これを我々が地域の方にPRして耕作をしてもらう様な一つの素材として、皆がPRして行けば良いかなと思いますけども、その他皆様いかがでしょうか。

遠 藤： はい。

議 長： 遠藤委員さん

遠 藤： 農業委員会の要望に対しましてこれを見る限りには積極的に取り組んでいただいたと言う事で感謝をしているところです。私も丁度この臨時議会の時に役場におりましたので、町長の答弁された中に農業委員会の要望書に基づいてと言われましたので、大変嬉しく有難く思ったところです。

議 長： そうですか。役場におられてモニターを見ておられたんですか。

遠 藤： そうです。

議 長： ありがとうございます。その他皆さんなんでも結構ですから、この際ですからおっしゃってください。よろしいですか。それでは額的には皆さん納得の上かなり評価をされていると言う事で、私としても白石町長の速やかで且つ高度な政策判断に心から敬意と感謝を申し上げたいし、また町長の意を受けてこういった制度設計をされた産業建設課の皆さん、特に末次課長の手腕に心からお礼を申し上げたいと思います。この回答書の中で国等への政策要請活動の必要性も謳っておられます。また生産者団体JAへの要望なり収入保険の活用など、稲作農家が期待する適切な対応方向についても記載を頂いておりますので、これからも町当局と一緒に水田農家のために取り組んで行きたいという風に思います。それでは次に集落営農について末次課長の方から願いたいと思います。

末次課： はい、集落営農のところは具体的に直ぐにどうと言う事は書いておりませんが、基本的には現在やっている取り組みを継続して行きたいと言う事を書かせていただいております。以前からもお話をさせて頂いておりますが、去年3年の春に御机が立ち上がり、1年前にはすがさきが立ち上がりと言う事でございますし、今現在貝田集落の方でこれから1年間掛けて組織の設立に向けて前向きな話をして行こうと言うお話がされているところでございます。我々行政側にもいくつかの集落営農を立ち上げて行った事で、職員、個人個人もいろんなことが分かって来てその辺のスキルも上がっております。ですので、ある程度物の流れ的に集落営農を作るには、こういった段取りを踏めば良いなどと言う事は分かっているわけですが、かといって皆さんの話をないがしろにしてしまうと、

形は出来ても運営の段階でなかなか上手く行かないと言う事が出てまいりますので、引き続き話し合いの場を設けること、それから、複数回のアンケート調査をしていく事で合意形成を図って行くと言う事を続けて行きたいという風に思っております。どうしても特に最初の取掛かりの時に皆さんに一度お話を聞いていただいて、議論をスタートさせるわけですが、そう言った時に地域におられる農業委員会の皆様に声出し役と言いますか、一回話を聞いてみようやと言う様なレベルでも良いんですが、是非とも旗振り役をお願い出来たらなと言うところがございます。集落営農は町長の農政の一つの柱として引き続き推進して行きたいと言う事はございます。と言いますのは、集落営農に収入保険制度推進強化と言うのがございます。今回たまたま大幅な下落に対してコロナの臨時交付金と言うものうまく活用できて、今回の様なご支援が出来たわけですが、これから先米価の大幅な下落等に毎回対応できるものではございません。そうした場合にやはり収入保険制度と言うのは非常にカバーするエリアが広い、有利な制度であるという風に考えておりますので、皆さんにこれになるべく加入していただけるようにもう少し推進する事で非常事態への保険になるのかなという風に思っております。やはりそれに入るためには青色申告をして行かないといけないとかいろいろあるわけですが、なるべくきちんとした形で出来るような経営体を取るために、これからは地域での営農と言うもの、法人化も含めて推進して行かなければいけないのかなという風に思っております。収入保険制度の掛け金に対して、現状は県下横並びで大体5分の1程度の掛け金に対する補助金と言うのは行政の方でしておりますが、令和4年産に向けてはさらに補助率の方を上げさせていただいて、加入率のアップに繋げていきたい、当然加入される方の負担軽減になりますので、そう言った事も強く推進して行きたいという風に思っておりますので、そういう意味でも集落営農の推進には引き続き力を入れて行きたいという風に考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長： その事について皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

見山： 良いですか。

議長： はいどうぞ。

見山： 宮市原としてこの間アンケートを取って仲田君に分析をしていただいたんですけども、それぞれの考えがあって結果を見たら、皆さん出来ないと言う事が分かりまして、この間2件ほど利用権設定をしていたんですけども、病気になって出来なくなって持っていくところがなくて、一つは宙に浮いていますし、もう一つは宮市法人さんにお世話にならないといけないのではないかと思います。宮市原は担い手がいないと言うか、2、3年もすれば帰って来るとは言っておられますが、仮に組織を作るとしてどうしても外部の方から移住をして入ってもらわないとできません、協力隊に入ってもらえば3年間は面倒を見てもらえるんですけど、その3年間で何とか生活が出来る様に協力しないといけませんし、入ってきた人の人柄がよければいいんですけども、それこそ任期が終わったらさよならでは困りますし、その辺のご指導も、協力隊の担当者の方とも相談してやっ行って行かないといけないとも思っておりますけども、その辺のご指導も賜って、成果を

集落で発表してその時にご指導を頂く様にさせていただければ幸いですので、またその辺はよろしく指導をして頂くようお願いしたと思います。

末次課： はい、アンケート調査の結果は見させて頂きました。非常に厳しい状況だなと言う事で認識させていただいております。地元でなかなか期待できな、若い者はいない、帰って来る目途もないと言う状況は当然あると思うんです。そうした時に外部から人を求めようと言っても、来られる方も、お人柄の事も出ましたけど決してスーパーマンではない訳です。頼る人もいない見ず知らずの土地で、彼らも農業で頑張ろうと決断をして江府町に住まれると言う事になる訳ですので、受け皿としての責任と言いますか、ここまで受け皿でちゃんとしてあげないと駄目だなと言う事はあると思うんです。そうした時に、例えば十数軒の家が一致団結をしない状態で、とにかく若い人に来てもらって農業をして貰わないといけないと言う事になると、だれが責任をもって指導されるのか、農地はその人に思うだけの農地を提供できるのか、と言う様な事がいろいろ、一つずつ躓いてくると思うんです。他所から人を受け入れてその人に担い手になってもらおうと思えば、来易い、来た以降も頑張りやすい環境と言うのを作ってあげなければいけないと思います。特に水稻をメインに考えておられると思うんですが、どうしても設備投資が高額になります。その反面収益性は低いと言う事もありますので、先ず受け入れを考えるためにはその地域で合意を得る、その受け皿として集落営農を作って行こう、例えば近隣の既に出来ている集落営農との連携はどうしようかと言う事も含めて、出来ればその集落の中に住んでいただきたい、家はあるのかとかと言った様な事もトータルで話し合って行って、3年後、5年後、10年後に後宮市原が何もしなかったらこうなってしまっただけで、例えば1人、2人来てもらう事によってこういう将来が描けるよね、と言う共通認識をイメージをもってその為は何をして行かないといけないかと言う考えが必要だと思いますので、農業分野、僕らも気を付けないといけないけど、農業分野だけで集落営農どうこうというよりも、宮市集落の生活の事をもう少し僕らも理解してトータルで話し合いをして行くと言う事もして行かないといけないと思うんですが、是非勉強会とか、アンケート調査は一つ済みましたので、一緒に相談をさせて頂ければと思いますので、こちらこそよろしくお願ひしたいと思います。

議長： 皆さんがそれぞれ地域でこうやって役割を果たしておられるのが非常にうれしく思います。その他いかがでしょうか。これからもよろしくお願ひします。集落営農は町当局と我々の認識は同じですので、今ありました様に町外者の参入、町外者の方を入れ込むと言うところになると、仕事と生活の保障と住居と、町外者を受け入れる町民の寛容度がないと旨く行きませんので、これも町当局と相談しながらこれからも進めて行くと言う事を認したいと思います。

奥田： すみません、集落営農について良いのでしょうか。

議長： はい

奥田： 2番の集落地域営農の推進の中程に、集落地域営農の推進は農政の重要課題と位置付

けており、組織設立に合わせて農業機械や設備導入に対する支援も引き続き行ってまいります。と言う文言がありますが、これは集落営農組織を立ち上げているところに対して通常支援を行う事ですね。

末次課： 厳密に言うと組織を立ち上げる時、それから立ち上がった組織が例えば数年間やられて次のステップ、例えば規模拡大したいとか、新規の作物なり新しい品目に取り組みれたり、と言う事に対して支援をして行くと言う事なのですが、結局単純にコンバインが欲しいので申請書を出したら貰えると言うわけではないんです。例えば入る機械を活用して地域なり集落営農がどういう経営体を目指されるか、集落営農の補助金でよくあるのは、地域の水田の半分以上を利用集積しますと、貸し借りもしくは作業受託と言う形で新しく出来た組織に集積をしないといけないみたいな目標がある訳です。後は高収益作物を今までしてなかったけどする様になった、今までは水稻しかしてなかったけど、例えば機械化をする事によって出来た労働力を使って、例えば野菜、白ネギを挑戦しますとかピーマンを挑戦します。もしくは今までは慣行栽培しか作ってなかったけど、特別栽培とかもしくはJ A S有機の高付加価値型の農業を目指すとか、そういったメニューがいくつかあるんですが、そういったものをクリアしないと補助金申請をただけではお金はもらえないんです。それを一番もらい易いのは組織を立ち上げた時です。基が集積ゼロですね、集落の中で個人間で担い手の方が借りておられても、出来上がった組織はゼロの状態から皆さんから面積を集めるわけですので、その時が一番取り組むハードルとしては見易い状況ですし、組織を立ち上げてこれだけの面積を集積することで半分のお金でコンバインが買えるんだよ、と言うのが一つのモチベーションと言うんですか、何もメリットがないのに組織を作ってどうするんだと言う事も中には出て来る可能性もありますので、立ち上げる事によって補助金が半分出て来ると言う事で施設が整備できます。まずはその立ち上げに合わせて補助事業を引っ張れるように調整はしております。後は立ち上がった組織を、例えば任意組織で頑張っていたところが法人化を目指される、もしくは今まで5 h aの法人だったけども機械化によって規模を10 h aに増やされるとか、そういった時にも補助事業が使えるんです。立ち上げの時それから立ち上がった組織に対しても要望を受けて対応をして行くと言うのは、今までもしておりますけども、たくさん組織が立ち上がって来ると県の補助金の枠とかもある訳です。要望した分に全部補助金を付けてくれればいいんですけども、要望に対して50%しか補助金の予算がありませんと言う事になってしまうと、どこかに待ってもらわないといけないと言う事もあるので、なるべくそう言うのを事前に調整して、組織を立ち上げたのに今年補助金が付かなかったと言う事になるべく無い様にしたいと思うんですが、お金との問題等あるんですけども、極力そういった事が無い様にはさせて頂きたいと思いません。

奥 田： 上の営農組織を立ち上げると言うのが目標なんですけど、なかなか現状として難しい問題があったりするわけです。地域の担い手として頑張っている人にもうちょっと設備導入に対する支援と言うのが欲しいなど、具体的に言ったら柿原集落なんかでも担い手として頑張っている人がいるんですけども、なかなか営農組合と言うのが、いろんな条件で立ち上げにくいと言う現状がある訳です。そう言う方の過去の耕作実績とか将来的

な計画とか、そう言うのも審査していただいて、思案をしてあげても良いのではないかと
言う様な内容があったら、もうちょっと考えて頂いても良いと思うんです。

末次課： ありがとうございます。言われる通りでうちは集落営農ではなく、何名かの方に担い
手としてやってもらって、その人に集積をして行くと言う方法も当然ある訳です。そう
した場合には、例えば認定農業者の方、経営改善計画と言うものを作っていただいて、年
間の農業所得が200万円を超える計画を作っていただいて、5年間でその経営体にな
れる様に目指して頂くと言う様な事をしないといけないんですけども、そう言った認定
を受ければ個人の農家であっても補助事業を引っ張って来る事は出来るんです。それ
って個人の方が規模拡大するぞと思っても、周りの方が認めて、よしあの方が私の田んぼ
を作ってくれるのであの人に田んぼを集めてあげようとか、もしくは飛び飛びで田んぼ
を集めていたら効率が悪いので、柿原の場合は特に立地的に不利なところが多いですけ
ども、だけどなるべく団地でAさんの方に集めてやろうとかと言う事も、個人の経営か
ら考えれば必要な事だと思うんです。そう言った話し合いをするためには、仮に集落営
農を目指さなくても、まずは人・農地プラン、柿原なら柿原の地区で担い手をどうする
のか、うちの集落は集落営農と言うのはまだ話し合いにならないと言う事であるなら
ば、Aさん、Bさん、Cさんを地域の担い手にしよう、その方に皆から農地を集めて行
こう、その結果経営改善計画の認定が受けれる様な経営体を目指して行くぞ、と言う事
であればその方を認定農業者にして、その方に補助金を出すと言う事もできますし、認
定農業者ではなくても将来的に認定農業者を目指して頑張りたい、と言う人に対しても
額は落ちますけども補助事業自体はあるんです。そう言ったものもご提案出来ると思
いますので、まずは先ほど言ったように人・農地プランと言うもので地域の合意形成を
図ると言う事は、集落営農をみなすにしても個人の担い手農家に任すにしても、必要の
かなという風に思います。

議 長： この点については個別に相談を頂きたいと思います。それでは公社の件について末次
課長が前段で委託料の引き下げについては考え方をきちんとおっしゃったのでそれを除
いて、公社の点についてお話を伺いたしたいと思います、よろしいでしょうか。

末次課： はい、農業公社の方は今現在下垣局長が役場からの派遣と言う形なんですけども、現
場で実際作業をして頂ける方と言うのが、正職員さんが3名、若手の方を雇用しており
ます。それプラス後段で出てきます梨の産地化事業の関係で地域おこし協力隊の方1名、
役場の方で雇用をして公社に派遣と言う形を取っております。この方については福島さ
んと言う40代の男性の方ですけども、お住いは現在御机集落の方で住まいを借りてお
住いになっておられて、公社の方で梨の勉強をしながら公社のお仕事を3年間して頂く
と言った様な形でやっています。どうしても限られた人数、それから特に収穫の時期は
外部からの機械持ち込みオペさんにも協力を頂きながらやっているんですが、なかなか
お忙しい時期には人数が足りないと言った様な事もありまして、ご迷惑をかけている部
分もあると思います。農業公社の体制と言いますか、大元をちゃんとしないといけない
と言った事を一つは課題としまして考えておりました。ただ人数を単純に増やすだけ
ではいけない、と言いますのは農業公社は既に出来てから15年を超える20年程度の

歴史がある訳です。前段、今の奥大山農業公社の前に江府町農業公社と言ったものがあるんですが、業務内容を見ますと、農作業受託と農協の作業受託部会から引き継いだものが殆どで、新しい事が出来ていないと言うのが実情でございます。農作業受託だけしておれば農家の方の下支えになるのか、と言う事を考えた時に今は作業受託だけでは下支えとは言えないなという風に考えております。個人の方が農業経営を継続されたうえで初めて受託での支援が成り立つのであって、皆さんが米辞めた、もう農業は出来ないとわれれば受託と言う形では対応できないと言う事になりますので、その辺を対応して行くことは必要なのかなという風に思っています。併せて農協さんの営農センター課は日野町にしかない、県の農業改良普及所は根雨と言った様な事で、江府町の基幹産業は農業ですと言うわけですが、その基幹産業に対する関係機関の支援体制と言うのは決して十分なものではないという風に考えております。それを何とかしないといけないなとぼんやり思っていたところなんです、農業委員会からの意見書の中に「営農支援センター」と言うものが必要ではないかと言った様な事を書いていただいて、まさに目指すべきものはこれなのかなと言う事を一つは考えているところでございます。ですがこれは単純に人間だけ揃えれば良いと言う事ではなく、そのスタッフの人材育成と言う事もして行かなければなりませんので、直ぐ直ぐに目指せるものではないという風に思っています。関係機関のご協力等も踏まえながらやって行く必要があるという風に思っております。ここには書いてないんですけども、ここには営農の事しか書いてないんですけど、皆さんの農地の後には山がある訳です。この山が今非常に荒廃化が進んでいる、それから農業と言うものは基本的にオフシーズン、冬の期間はどうするのという、人を雇用したりとか通年での仕事と言う事を考えた時に、なかなか農業はハードルが高くなる、けどそこに林業と言うものが入って来ると言う事によって通年での仕事が出るのな、それから今のSDGs循環社会と言う事を考えた時に、森林資源と言うのは一つの財産でもありますので、これを何とか活用することによって、逆に言えば農業だけ一生懸命頑張っても後の山が荒廃してしまえば災害も起きますし、山腹水路の問題もあります。水路が駄目になってしまうと農地を何とか維持したくても水路が駄目になる事があります。そう言う事を考えますとやはり山に手を入れて行くと言う事も一緒に考えて行かなければならないのかなと、そうすると営農支援センターと言う言葉を提案していただいておりますが、ここに林業と言う事も考えて行かないといけないのかな、森林組合も日野町にしかないと言う状況ですので、これらに関係機関と話をして行く中で、例えば人材それから各機関から応援と言いますか、人材派遣も含めていろんな支援が出来ないだろうかと言う様な事を今後話をして行きたいなという風に考えております。今コロナ禍でなかなか出張等出来ない状況ではありますが、今はネット等で情報収集をしているところなんですけども、先進地の情報があれば現地の方も調べに行ったりとかと言う事もして、町長から言われているのは、令和4年の1年間の出来れば前半位を使ってある程度の構想を一回立ててみなさいと言う様な宿題が出ております。期限を切ってやらだらしないう事、でするのでその構想を立てる段階、出来たもの等については農業委員会の中でも相談をさせて頂ければという風に考えているところでございます。前後時ますけれど梨の産地化事業について、でございますが、1反3畝程のモデル団地である程度安定的に収穫が出来る、江府町でも梨が出来ると言える用途は立ちました。これを踏まえて大きな梨団地の方を造成したいという風に考えており

ます。現在宮市地区で最初の団地の構想を立てているところです。約1ha、農地をお借りしたものを梨団地として果樹棚それから梨の木の植栽をして、それを農業公社の方で3年程度成木になるまで育成をして、その後に、例えば協力隊の方であったり地域の方に貸し出しをして行くと、基本的には先ほど言いました約1ha予定をしておりますので、50a、50a、50aの団地を二つ、ですのお2人の方に借りて頂く様な形で構想を立てているところでございます。大体経営資産をするときに、梨の経営規模、1軒当たりの規模で大体50a程度が標準の様でございます。ただし今の新甘泉だけと言うわけにはならない様です。新甘泉の集荷できる時期が2週間程度しかない、これは選果場の関係でそれしかないので、50a全部新甘泉にしてしまうと、作業が集中してしまって農園管理が出来なくなる。ですので、50aの中を早い品種から遅い品種まで、10aから20aに3品種程度植えて、リレー的に出荷して行く様な形を取らないと、新甘泉だけで50aの団地はやめた方が良いでしょうと言った様な指導もありまして、そう言った50aの中をどういった品種構成にして行こうかなと言った様な事も協議をしているところなのですが、一発目の事業としてそう言う規模で考えています。これが旨く行けば今後標高250メートル以下くらいの地区で、例えば遊休農地なり、皆様の農地をお借りできる程度面的に集約出来れば、同じ様な事業も他の集落でも展開して行けたら、と言った様な事も考えておりますので、よろしくお願ひしたいという風に思っております。以上簡単ですけど農業公社についての回答の説明でございます。

議長： ありがとうございます。それでは皆さんの方から、松本委員よろしいですか。

松本： オッケーです。

議長： 皆さんの方からいかがでしょうか。この公社については一つ言わせてもらいたい事があるんです。私個人の事ですけど、4年半前に初めて農業委員として杉谷集落から出さして頂いた時に、公社に対する町長の考え方と言うのが、集落営農組織に移行するまでの繋ぎであって、将来的には廃止の方向にあると言う事を聞いておりました。よく見てみると議会の動画の中でもやっぱり町長は当時そう言う風におっしゃっているんです。これについて我々の先輩である松原代理がよく言っておられた。これでは困ると、公社が受託事業を中心に我々農業者にとって必要な組織であると、組織事業を存続させるために農業委員会も頑張らなければいけないと言う事を再三教えて下さっているんです。ところが皆さんの取り組みを中心にしながら、今末次課長がおっしゃった様に農業公社の今後の在り方について、上期に第一構想を示せという指示があったと言う風におっしゃっています。これは町長の考え方が、農業公社に対して大きく変わったと言うよりも、前向きに取り組んで下さっている、いわゆる4年半前のあの心配がなくなって、本当の意味での町内農業者の皆さんに資する組織として、これからどのように変貌展開するかと言う事を大変大きな期待感をもって、こう言う事をつくづく実感したところでございます。末次課長が先ほど農業委員会の一期構想に向けて考え方があたら協力をという事でございますので、また皆さんにご意見を伺いながら町と上手く連携して取り運んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。松原代理いかがでしょうか。

松 原： 会長に言ってもらった通りですので、大分前から懸念していたんですけども、さっき言われた様にかなり真剣に考えてもらって、前向きに我々が考えている方向に進んでもらっているのかなと言う思いはしております。有難いなと思っております。よろしくお願い致します。

議 長： その他皆さんなんでも結構ですので、それでは末次課長には大変お忙しい中、本日の総会にご出席いただきまして、2月4日付の回答書の考え方、中身について改めて説明を頂き、また意見交換をして頂きました。先ほどありました様に町長の速やかな、いや補填ではないんだと、前向きな政策を示せと言う町長の迅速な政策判断、そしてそれを受け止めて制度設計をされた町当局の皆さん、末次課長を中心に本当にありがたく感じしております。集落営農についても、対集落営農だけではなくにグループ営農と言う事をきちんと認めて認知をして、そしてグループ営農がどのようにこれから発展させるか、そのホロウもやっていると、そして農業公社については先ほど来のお話のとおりでございます。これは農業委員会としてもこれから我々16名が一緒になって町当局の皆さんと、連携協調をしながら本町の農業振興と言いますか、本町の農業者の皆さんの利益のためにその機能を発揮したいと言う風に考えておりますので、皆さんの引き続きのご支援ご協力を賜ります様よろしくお願いを申し上げます。予定は終わりましたが、皆さんの方から何か。

長 尾： 良いですか。

議 長： はい、長尾委員

長 尾： 広報に要望と回答を農業委員会の情報提供で、せっかく意見を酌んでもらったと言う事になれば当然便りに載せてもらって、皆さんに見てもらう方が良いかなと思うんですけど。

議 長： ありがとうございます。それは事務局の方で受け止めさせていただきます。それともう1点、こういう風に農業委員会として農業委員会に関する法律の38条に基づいて米の支援を要請したのは、一部確認をしたんですけども江府町だけのようですので、それから全国的には町議会が自治法第99条による意見書をもって米価支援の要請をされているのは、東北北信越にはあるんですが、県内では町議会もそこまではやられてないと言う実態のようです。余談の事を申し上げましたが、そういう町議会、農業委員会の背景となる法律に基づいた要請はそのような状況にあると言う事でした。それでは本日は以上を持ちまして2月の総会を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 8 番委員

署名委員 9 番委員